

## 船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営等を図るため、船橋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 運営協議会の委員は、13名以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市医師会代表
- (3) 船橋歯科医師会代表
- (4) 船橋薬剤師会代表
- (5) 千葉県看護協会代表
- (6) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (7) 船橋市自治会連合協議会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 認知症の人と家族の会代表
- (13) 市民代表

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(所掌事務)

第5条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) センターの設置等に関すること

イ センターの担当する法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域の設定

ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ハ センターの業務の委託先法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る事業の実施

ニ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等

ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの職員配置基準に関すること

イ 常勤換算方法を適用すること

ロ 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。）第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。）

(3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること

(4) センターの行う業務に係る方針に関すること

(5) センターの運営に関すること

イ センターの運営に関し、毎年度、次に掲げる書類の提出を受けること

(イ) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(ロ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ハ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(ニ) その他運営協議会が必要と認める書類

- ロ センターの運営に関し、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価すること
- (6) センターの職員の確保に関すること
  - (7) 指定居宅介護支援事業者による予防給付に係る事業の実施に関すること
  - (8) その他地域包括ケアに関すること

(災害補償)

第6条 運営協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(追加の委員の任期)

2 第2条第2項第4号に定める委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。